

## デジタル教科書の位置付けに関する検討状況について（案）

### **デジタル教科書の位置付け**

紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、学びの充実が期待される教科の一部について、教科書に代えて使用することで、教科書使用義務の履行を認める特別の教材としてデジタル教科書を位置付ける。（併用制）

- ◇ 教科書発行者が制作したもので、原則、教科書の内容を全て掲載すること
- ◇ 教科書以外の内容（動画・音声、参考資料等）については補助教材とすること
- ◇ 個別に検定を経ることは要しないこと 等

### **最終まとめを受けた検討について**

#### **1. デジタル教科書の導入における留意点について**

- デジタル教科書の導入に当たっては、最終まとめにおいて、段階的かつ慎重に進めることを提唱。指導体制やPDCAサイクルの確立を含め適切な環境を確立することが必要。文部科学省としても、教育委員会や学校の参考となるようなガイドラインを策定予定。
- デジタル教科書の導入前後を通じて、その使用による教育上の効果・影響等を把握・検証し、その成果等を踏まえながらデジタル教科書の在り方について引き続き検討。

#### **2. 障害のある児童生徒等について**

##### **<現状>**

- ・ 視覚障害や識字障害等の障害により教科書による学習が困難な児童生徒等については、拡大教科書等を使用すること等により学びの充実が図られているが、デジタル教科書をはじめICTの使用により、更なる教育効果が期待される。

## <デジタル教科書の積極的な使用>

- ・ これらの児童生徒については、文字の拡大や色の変更等、紙の教科書にはないデジタル教科書の機能により、学びの充実が特に期待されている。
- ・ 他方、デジタル教科書のみを使用した場合に、個別の障害の状態等により期待どおりの効果が得られない場合や機器の不調等によって、教育上何らかの支障が生じる恐れがあり、その場合には即時かつ円滑に教科書を使用することが必要。

- 障害のある児童生徒等についても、今までどおり教科書を給与し、原則としてこれらの使用により教育内容の履修を確保。
- デジタル教科書のみを使用した学習については、導入後、各学校において試行錯誤を行いながら徐々に進めていくことが適当だが、障害のある児童生徒等については、特に学びの充実が期待されることから、このような試行錯誤を通じて、より積極的にデジタル教科書を使用することを可能とする。

## 3. 著作権の権利制限のあり方について

- 文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）  
デジタル教科書は、教科の一部について、教科書に代えて使用することで教科書の使用義務の履行を認める特別の教材として位置付けられる点において、学校教育制度上、紙の教科書と同等の公共性があると評価されるため、デジタル教科書についても著作権法第33条の対象となるよう必要に応じて規定の見直しを行うことが適当。

## 4. その他の検討事項について

- 教育委員会や学校に向け、デジタル教科書を使用する際の参考となるようなガイドラインの策定  
「デジタル教科書の制度化に関する検討」事業において、その導入に当たっての留意点や効果的な活用の在り方等に関するガイドラインを検討。
- 情報端末等ハード面のICT環境の整備等  
「教育の情報化加速化プラン（平成28年7月）」や「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ（平成29年8月）」を踏まえつつ検討。
- URL・QRコードの検定上の取扱いに関する検討  
教科用図書検定基準において、教科書におけるURL・QRコードの取扱いを明確化。特に、外国語教育については、積極的な活用を許容。